

特例年金の受給資格期間について

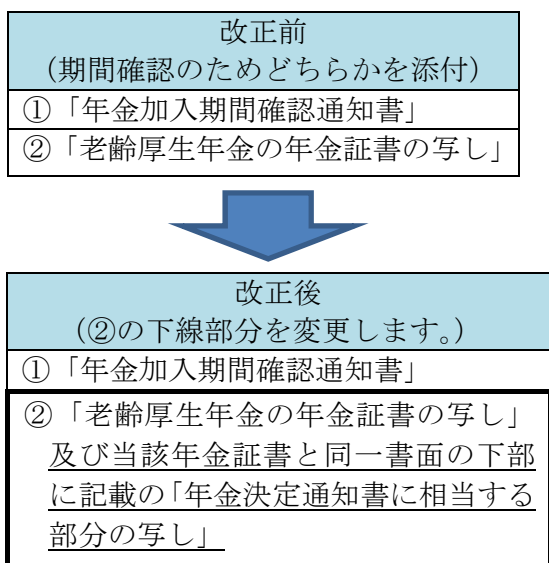
1 老齢厚生年金の受給資格期間が改正により 25 年から 10 年に短縮されました

- これまでは老齢厚生年金・老齢基礎年金等の公的年金を受け取るためには、保険料納付済期間（厚生年金保険や国民年金等の加入期間を含む）と保険料免除期間などを合算した期間が原則として 25 年以上必要でした。
- 納付した保険料に応じた給付を行い、将来の無年金者の発生を抑えていくという視点から、平成 29 年 8 月から受給資格期間が 10 年に改正されました。

2 特例年金の受給資格期間は従来と同様（原則 25 年）です

- 特例年金については改正が行われなかったため、特例年金を受給するためにはこれまでと同様、原則 25 年の受給資格期間が必要です。
- 特例年金の請求にあたっては、添付書類の一つとして「老齢厚生年金の年金証書(写)」の提出をお願いしていましたが、年金証書には加入期間の記載がないため年金証書のみでは特例年金の受給要件が確認できません。このため、平成 29 年 8 月以降は、年金証書(写)に加えてその下部に記載されている「年金決定通知書(写)」の部分を含めてご提出いただくようお願いしています。

－ 特例年金請求の際の添付書類にご注意ください －



従来はこの部分

「これからは証書全体(上下)を「コピー」してください

【参考】特例年金を請求する際には、上記書類の他、「戸籍抄本」(原本)等の添付の書類が必要です。

※ 特例年金の受給手続きについては、当ホームページの「特例老齢農林年金・特例一時金の給付請求」をご覧ください。